

会 議 記 録			
会議の名称	環境対策特別委員会(第13回)		会議場所 第1委員会室
			担当職員 八木
日 時	平成24年10月15日(月曜日)	開 議	午前 10 時 00 分
		閉 議	午前 11 時 32 分
出席委員	中村 苗村 菱田 湊 日高 明田		
事務局	阿久根議事調査係長 八木		
傍聴者	市民 1名	報道関係者 - 名	議員 - ()

会 議 の 概 要

1 開議

2 アユモドキの保全保護について

<中村委員長>

前回委員会でのワークショップ等を整理し具体的な取り組みを検討する。
アユモドキ保全保護に関する現在までの市の取り組み及び今年度の取り組みなどについて事務局から説明させる。

<事務局>

説明

<中村委員長>

意見はあるか。

<苗村副委員長>

各委員がそれぞれに理解を深めている必要がある。平成21年3月の亀岡市アユモドキ生息環境保全回復研究会から市への提言書の内容を見ると、議会が専門的にレベルの高い提言を行うには困難が大きいと感じている。

<湊委員>

平成21年3月に専門的な提言がなされた事実は従前から明らかである。アユモドキに関し議会としての取り組みがなかったことについて、委員外の議員から意見等があった。議員もアユモドキに対する関心が薄かった。本委員会委員は一定理解が深まったので委員外の議員に広げる取り組みはどうか。提言、条例等に関わらず様々な取り組みが想定できる。正副委員長での方向付けが重要である。委員長の考えはどうか。

<中村委員長>

委員会での取り組みを通じて理解を深められた。しかし、平成21年3月の提言を見ると、議会が専門的な具体策を提言することは難しいと感じている。なんらかの方法で委員会としての取り組みをまとめ、成果としたい。

<明田委員>

これまでの本委員会での取り組みにより理解が深まった。また、平成21年3月の提言から個人的な認識の不足も感じた。本委員会の取り組みの成果をまとめ、何らかの形で活用すべき。本特別委員会での取り組みは議会の実績となる。今度、アユモドキに関し何らかの課題が生じた場合、議会として対応できる基礎になると考える。

< 菱田委員 >

平成21年3月に専門的な提言がなされた事実は従前から明らかである。専門家による提言がすでになされていることが、議会からの政策提言を妨げる理由とはならない。専門家の提言のうち議会として取り組めることはなにか。提言書には市の取り組み、協議会の取り組みの重要性及び広く環境の視点から計画的に対策することの重要性が指摘されている。そのような取り組みを支援できる体制整備に資する観点から議会の役割を検討していけばどうか。

< 日高委員 >

議会で取り組めることは例えば条例を制定すること。アユモドキを広く市民に周知するとともに、ブラックバス等を規制する条例が考えられる。

< 苗村副委員長 >

亀岡駅北開発との関係を懸念する。委員会の取り組みをまとめるだけでなく、議員を対象とした研修を実施し、議会全体のレベルアップと意識向上を図ってはどうか。

< 湊委員 >

条例の大きな目的は規制をすることである。アユモドキは2つの法律によって規制されており、相当程度の罰則は整備されている。それらとの整合を考えると本市単独での規制には困難があると感じている。また、当該地の開発の関係は現在では未定である。議会が対応できる時期ではないと考える。本委員会での取り組みを生かすことを考えるべき。

< 明田委員 >

議会だよりで特集してはどうか。

< 湊委員 >

市民周知の観点からそのようなことも考えられる。

< 菱田委員 >

今年度設置された亀岡市アユモドキ緊急調査検討委員会の活動内容は。

< 事務局 >

将来的な保全・保護の方向を検討していく組織と聞いている。事務局は市環境政策課。

< 中村委員長 >

本委員会での取り組みを議会だよりで報告、広報及び議員研修等により、アユモドキに関する取り組みの一定の区切りとするか。

< 湊委員 >

アユモドキに関する議員研修は過去にない。西口議員の講師も考えられる。

< 菱田委員 >

アユモドキに関し委員以外の議員から意見を聞くことも考えられる。

< 苗村副委員長 >

基本的にアユモドキに関し、本委員会での終結点は本委員会として整理する必要がある。

< 中村委員長 >

議員研修の後、議会だよりを整理すべきかと思う。委員長において調整する。調整できるまでの本委員会の取り組みはどうするか。

< 湊委員 >

アユモドキについては一定整理できた。次の課題を。

< 菱田委員 >

アユモドキに関する議員研修後に新たなテーマに取り組みきたい。

- < 中村委員長 >
アユモドキについては議員研修を持って終了とする。本委員会の月例での取り組みはどうか。
- < 菱田委員 >
議員研修の結果、アユモドキについてさらに取組を継続すべきとの意見が出た場合を想定して本委員会を継続しておく必要がある。議員研修を判断材料にしてはどうか。
- < 湊委員 >
次回委員会で議会だよりの内容を検討してはどうか。
- < 菱田委員 >
議会だよりの原稿は12月中に整理する。議員研修の記事は12月定例会号に間に合わない。
- < 中村委員長 >
日程的に議員研修の記事掲載が難しい。中間報告としてはどうか。
- < 菱田委員 >
議会だよりに特別委員会の活動状況を掲載している。本委員会では生ごみの提言を記事にした実績がある。臨時号等もあるが調整はどうか。
- < 中村委員長 >
事務局の考えは。
- < 事務局 >
説明
- < 中村委員長 >
アユモドキに係り本委員会としての結論について意見はあるか。
- < 湊委員 >
専門的な部分を委員会として提言するのは困難。しかし、アユモドキの保全・保護に係り基本的な事項は本委員会で確認できた。周知を含めて議会だよりに本委員会の活動を掲載する。掲載時期であるが議員研修の時期に関わらず、12月定例会号に掲載する方法で整理されたい。次回委員会で、委員長報告及び紙面案を検討したい。
- < 中村委員長 >
そのような方向でまとめたい。
- < 明田委員 >
平成21年3月の提言内容は専門的であり、また実際にその提言に基づいて、保全協議会を中心に取り組みが進められている。議会だよりに及び議員研修についてはそのように進められたい。
- < 菱田委員 >
議会だよりにについては広報広聴特別委員会での調整になるので留意を。また、委員長報告については、アユモドキに関し議会の活動が終結したわけではないことを表現されたい。
- < 日高委員 >
本委員会は終結するのではないか。
- < 菱田委員 >
将来的にわたりアユモドキに係る特別委員会の取り組みを打ち切ったわけではない。
- < 日高委員 >
アユモドキに関し、将来新たな課題が生じた場合には、所管する環境厚生常任委

員会で取り組むべきではないのか。

< 苗村副委員長 >

本委員会の今後の方向は別に議論すべき。12月定例会で本委員会の報告を行う。しかし、アユモドキそのものの課題が解決したわけではなく、その意味で取り組みが終結したとの表現はふさわしくないとのことである。次回委員会で報告の検討を行う。

< 中村委員長 >

12月定例会で生ごみとアユモドキについて委員会の取り組みの報告を行う。合わせて議会だより、議員研修についても対応する。

< 議事調査係長 >

12月定例会での委員長報告の位置付けは。

< 苗村副委員長 >

委員会の最終報告ではない。委員会の終結は結論していない。

< 議事調査係長 >

報告については他の特別委員会との関係もあり議運で調整されることとなる。

< 中村委員長 >

中間報告とした場合、報告を行うのが本委員会のみであれば、他の委員会へ影響するのか。

< 議事調査係長 >

議運において調整されると考えるが、本委員会のみであっても支障ない。

< 菱田委員 >

委員会が継続するならば議会だよりは中間報告的な要素を持つことになる。委員会としての最終の委員長報告とは整理して検討を。

< 苗村副委員長 >

本委員会が終結する方向ならば委員会としての終結の報告が3月定例会になるのではないのか。

< 中村委員長 >

申し合わせの委員任期は2年である。通常2月の臨時会で改選される。委員会の最終の報告ならば12月定例会で行うのが望ましい。

< 菱田委員長 >

本委員会を終結し委員長報告を行うならば時期は12月定例会である。

< 中村委員長 >

本委員会の終結を結論できたならば12月定例会で整理できる。

< 菱田委員 >

そもそも特別委員会というものは対象を特化して設置すべきであり、例えば「アユモドキ特別委員会」として必要あれば今後設置することが考えられる。

< 中村委員長 >

12月定例会で本委員会を整理するならば、アユモドキに関する議員研修についても本委員会としてはその結果には関与しないこととなる。

12月定例会を持って本委員会を終結することについて意見は。

< 湊委員 >

特別委員会の終結は本委員会のみで決定できるのか。個人的には、前期でも常設の特別委員会に疑問を持ち、必要性の有無について意見をすることがあった。しかし、今期の設置時に積極的な取り組みを求める委員外の議員の意見があり、それを受けて設置され活動してきた。また、会派内での検討、他の特別委員会との関係はどうか。

< 明田委員 >

本特別委員会については山林の無秩序な開発に対する対策を検討するべきと考えていた。しかし、個人的に状況を調査するうちに、委員会として取り組むには困難な部分も多いことが明らかになった。その後今の活動に繋がっていった。常設の特別委員会の終結については、議運等で各委員会に判断が委ねられている。本委員会として結論すべき。

< 苗村副委員長 >

他の委員会でも一定議論はされているようである。議運等において各委員会で検討すべしとされていることから、本委員会で結論すべき。本委員会は終結すべきと考える。特別委員会とは本来的に限定的に設置されるべきものである。テーマを探しているような運営は本来ではない。本委員会は一定の成果もあがった。

< 湊委員 >

特別委員会全体のあり方として検討すべき。一度会派等で検討すべき。次回引き続き検討を。

< 中村委員長 >

他の委員会とも関連することである。次回委員会で引き続き検討する。

< 全員了 >

3 その他

< 中村委員長 >

次回委員会は11月19日(月)午前10時からとする。

< 全員了 >

散会 ~ 11 : 32